

## 参考資料

### 参考1 「新潟市移動等円滑化基本構想策定検討協議会」開催要綱

#### 「新潟市移動等円滑化基本構想策定検討協議会」開催要綱

##### (目的)

第1条 本会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する協議会として設置し、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、交通事業者、関係行政機関等からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換等を行いながら検討することを目的として、新潟市移動等円滑化基本構想策定検討協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

- (1) 法第25条に規定する移動等円滑化基本構想の内容に関すること
- (2) そのほか、協議会が必要と認めること

##### (委員構成)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

##### (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

##### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要的都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 市長は、移動等円滑化促進方針における中間評価に関して協議会の委員に意見を聴取ることができる。

4 協議会の会議は、公開とする。

##### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

##### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

## 参考2 新潟市移動等円滑化基本構想策定検討協議会委員名簿

順不同・敬称略

所 属	役 職	氏 名
公立大学法人 新潟県立大学人間生活学部子ども学科	教授	西村 愛
有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス	代表	中村 美香
一般社団法人 新潟市老人クラブ連合会	会長	土田 正榮
社会福祉法人 新潟県視覚障害者福祉協会	常務理事	関川 憲司
特定非営利活動法人 新潟市ろうあ協会	理事長	家坂 光雄
新潟市身体障害者福祉協会連合会	一	中川 智津子
新潟地区手をつなぐ育成会	会長	渡邊 浩二
特定非営利活動法人 にいがた温もりの会	理事長	中島 太一
社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課こども家庭支援係	一	蒂川 法子
新潟商工会議所	理事・事業部長	小沢 謙一
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 企画総務部経営戦略ユニット	ユニットリーダー	吉田 勤
新潟交通株式会社乗合バス部	部長	渡辺 健
新潟市ハイヤータクシー協会	専務理事	新田 文雄
新潟県警察本部交通部交通規制課	課長	横山 晴章
国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所管理第二課	課長	上野 恒雄
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部共生社会推進課	課長	渡邊 直美
新潟市福祉部	部長	上所 美樹子
新潟市建築部	部長	諸橋 真樹
新潟市土木部	部長	丸山 信文
新潟市都市政策部	部長	鈴木 浩信

### 参考3 検討経緯

	会議名等	開催日等	主な整理・協議内容
1	地域住民等へのアンケート調査	令和7年3月～8月	・市内の駅や道路、建築物などの各施設に対する改善要望の整理
2	地域住民等へのヒアリング調査	令和7年3月～5月	・市内の駅や道路、建築物などの各施設に対する改善要望の整理
3	第1回 移動等円滑化基本構想 策定検討協議会	令和7年9月2日(火曜)	・会長の選任 ・移動等円滑化基本構想および協議会について ・基本構想策定の進め方について
4	第2回 移動等円滑化基本構想 策定検討協議会	令和7年12月3日(水曜)	・新潟市移動等円滑化基本構想 (素案)について ・とりまとめに向けた今後の進め方について

## 用語集

あ行	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略 コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報デジタル化して送受信する通信ネットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称するもの
青延長用押しボタン付き信号機	上部にあるボタンを機能させることにより、歩行者青時間を音で知らせるとともに、歩行者青時間の延長を行うことができる信号機
移動等円滑化基準	高齢者や障がいのある人などが円滑に移動または利用できるようになるため、国が定めるバリアフリー化の基準のことと、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの
移動等円滑化基本構想	バリアフリー法に基づき、重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区(重点整備地区)について、具体的なバリアフリー化の事業を定めるもの
移動等円滑化促進地区	バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針に定める、優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区
移動等円滑化促進方針	バリアフリー法に基づき、優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの
移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針
エスコートゾーン	横断歩道に設置して、視覚障がい者が横断方向の手がかりとなる突起形状の道路横断帯のこと
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。腹部に排泄するためのストーマ(人工肛門・人口膀胱)を増設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせる為、誘導音を出す装置がついている信号機のこと
か行	
協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと
グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋のこと

経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間(待ち時間及び残り時間)を表示した信号機
交通事業者	鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、又は管理するもの
合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求められる意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な対応のこと
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
<b>さ行</b>	
サイン	屋内外に設置する案内用視覚表示設備のこと
市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業
視覚障害者用誘導ブロック	視覚障がい者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)
重点整備地区	バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想に定める、各施設のバリアフリー化を重点的に進める地区
スマートフォンアプリ	アプリとはアプリケーションの略であり、スマートフォンやタブレットなどで起動するソフトウェアのこと
生活関連経路	旅客施設から生活関連施設間や、各生活関連施設間を結ぶ経路であり、移動のしやすさを高める経路
生活関連施設	相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの施設
(バスの)正着	バスの乗降口とバス停の隙間を小さくして乗降しやすくすること
その他の経路	現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路
<b>た行</b>	
多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者や障がい者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレ

特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分
特定公園施設	移動等円滑化が特に必要なものとして、バリアフリー法施行令に定める公園施設(都市公園の出入口、園路及び広場など)
特定事業	移動等円滑化基本構想に記載されているバリアフリー化に関する事業のことであり、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業のこと
特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想で特定事業を定めた場合、関係する事業者が基本構想に即して特定事業を実施するために作成する計画
特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの
特定路外駐車場	道路の附属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場である届出駐車場
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校
特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者や障がいのある人などが利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと
<b>な行</b>	
ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、段差を緩和することで乗り降りをしやすくする機能
ノンステップバス	車両に段差がなく乗り降りでき、車内でも段差がなく料金収受や、座席等が利用できる車両
<b>は行</b>	
ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの
バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活する上で物理的または心理的に、バリア(障壁)となるものを取り除いていくという考え方
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称 平成 18 年 12 月 20 日施行、令和 2 年 6 月 10 日改正

バリアレス縁石	側面を特殊な形状とすることで、バス停にバスを近づけること(正着)ができる、乗降しやすくする縁石のこと。縁石の一部に凹凸を設け、車両が縁石に接近すると微振動により運転士が感知できる構造であり、側面に傾斜がついているため、縁石がタイヤに接触しても摩耗や衝撃がほとんどない
ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形
福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと
<b>や行</b>	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらかじめ、さまざまな人々が利用しやすく、最初から障壁(バリア)をつくらない都市や生活環境をデザインする考え方
ユニバーサルデザインタクシー	足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと
<b>ら行</b>	
旅客施設	鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいう
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと
路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの
<b>わ行</b>	
ワークショップ	一方的な情報提供ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で議論や問題解決、創造を行う場、又はその活動手法のこと